

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (1/2)

市町村名: 藤岡市

| 区分 | 事業名称 | 融資・助成の対象となる(工事)内容 | 対象(者)要件 | 限度額 | 融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率) | 融資期間 | 申請/募集時期 | 募集枠 | 担当課 | 電話番号 (申込・問合せ先) | HP掲載(リンク先) | その他 |
|-------------------------|---------------------------------|---|---|--|-----------------------------|-------|----------------------|--------|-------|---|---|---|
| 住宅用火災警報器設置費 | 助成 藤岡市住宅用火災警報器設置費補助金 | 次のいずれにも該当する住宅に設置する警報器であること。 1.補助対象者が所有し、かつ、居住する住宅 2.平成18年5月31日までに建築された住宅 3.国家検定に合格した警報器であること。 | 次の要件のいずれにも該当する方 1.市内に住民登録があり、その住所地に居住している方 2.65歳以上の方 3.ひとり暮らし又は高齢者世帯の方 4.住民税非課税世帯の方 5.市税を滞納していない方(世帯員を含む。) 6.他の制度による警報器の給付又は貸与を受けていない方(世帯員を含む。) | 上限5,000円 | 1/2 | | 随時 | 予算の範囲内 | 地域安全課 | (直通)0274-22-7444 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/somubu/chikianzen/3/7464.html | 1世帯1回限り |
| 地域材利用 | 助成 ふるさとのもで家づくり支援事業 | 地域材(「ぐんま優良木材」のうち「藤岡市内で伐採された木材」または「藤岡市内のぐんま優良木材認証工場で製材された木材」)を使用して、居住するための住宅を市内に新築する人を支援する。 | 1.延べ床面積が80㎡以上の一戸建て住宅 2.地域材を8㎡以上使用 3.施工業者が一式工事の許可を受けている 4.申請した年度内に上棟 上記の内容を満たすこと | 地域材1㎡当たり2万円 (上限40万円) 転入者への補助(追加10万円) | | | 随時 | | 森林課 | (直通)40-2316 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/sinrin/kankyobu/shinrin/ingyos/hinko/hurusatonoie.html | |
| リフォーム資金 | 助成 重度身体障害者(児)住宅改修費補助 | 該当する者のために行う浴槽、便器、玄関、台所及びその他の市長が特に必要と認めた改修工事で、当該年度内の事業を開始し、完了する事業に対して補助をする。ただし、介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費または重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費を受けた後、なおそれらの給付額を超える改修経費がかかる場合についてはその超過額を補助対象とすることができる。 | 1.市内に居住する者 2.身体障害者手帳の交付 3.下肢障害1・2級、体幹障害1・2級、下肢及び体幹の重複障害1・2級、上肢障害1・2級(ただし、それぞれ上肢4級以上) | 補助対象となる改修経費と補助基本額600,000円とを比較して少ない方の額に6分の5を乗じて得た額以内とし、1000円未満は切り捨てるものとする。 | | | 随時 | | 福祉課 | (直通)0274-40-2384 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/kenko/shogaishafukushi/3/5/3739.html | 原則として1世帯1回限り |
| リフォーム資金 | 助成 重度障害児者日常生活用具給付事業住宅改修費給付事業 | 住宅改修費の対象となる範囲は、手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修 | 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動障害(移動障害に限る。)を有する身体障害者及び学齢児以上の身体障害児であって、障害等級3級以上。ただし、特殊便器への取替えについては上肢2級以上の身体障害児者であって、排便後の処理が困難な者(障害児は原則として学齢児以上。) 給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ、身体状況、住宅状況等を勘案して福祉事務所長が必要と認める場合に給付する。 | 200,000円 | | | 随時 | | 福祉課 | (直通)0274-40-2384 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/kenko/shogaishafukushi/3/5/3830.html | 原則1回 |
| 住宅家賃 | 助成 生活困窮者自立支援法住居確保給付金 | 離職などにより住居を失った、もしくは失うおそれの高い者に就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給する。 | ・離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者 ・離職して2年以内、又は個人の都合によらないで収入が減少し就労の状況が離職と同程度の状況にある者 ・収入及び資産が、収入要件、資産要件の範囲内であること | 30,700円(単身世帯) 39,900円(複数世帯) | | | 随時 | | 福祉課 | (直通)0274-40-2297 市社協(福祉課内)25-8456 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/kenko/chiikifukushi/2/3761.html | 原則3ヶ月 |
| 太陽光発電システム・蓄電システム・V2H設置費 | 助成 藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金 | ①住宅用太陽光発電システムの設置(②の蓄電システムと同時設置に限る) ②定置用リチウムイオン蓄電システムの設置 ③電気自動車専用充放電システム(V2H)の設置 | 以下の要件を全て満たしている方 (1)市内の自ら居住する住宅(住宅部分の面積が1/2以上の併用住宅を含む)に、対象設備を設置する、又は居住実績のない市内の対象設備付き住宅を購入し、居住しようとする方 (2)市税を滞納していないこと。ただし、転入する予定、又は転入してから1年以内の場合は、転入前市町村においても市税を滞納していないこと (3)建物の所有が申請者以外又は共有者がいる場合、書面により設置承諾を受けていること (4)過去に同じ住宅で同一の対象設備に係る市の補助金の交付を受けていないこと | ①太陽光発電システム(蓄電システムと同時設置に限る)1kWあたり2万円(上限8万円) ②蓄電システム(太陽光発電システムと同時設置)1kWhあたり2万円(上限10万円) 蓄電システム(単体設置)1kWhあたり1万円(上限5万円) ③V2H 定額5万円 | | | 令和6年4月1日～令和7年3月26日 | 予算の範囲内 | 環境課 | (直通)0274-40-2264 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/sinrinkankyobu/kankyo/hojo/9127.html | 設備要件あり 太陽光発電システム単体での設置は補助対象外 年度の3月26日までに設置完了、実績報告書を提出すること |
| 合併処理浄化槽設置費 | 助成 藤岡市浄化槽設置整備事業補助金 | 専用住宅で、単独処理浄化槽もしくは汲み取り槽を撤去(または単独処理浄化槽を雨水貯留槽等に再利用)し、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する工事 | ・市が定める地域内であること ・補助事業期間内に浄化槽が設置できること ・住宅を継続的に使用すること ・市税を滞納していないこと ほか | 単独処理浄化槽もしくは汲み取り槽からの転換 5人槽:644,000円 7人槽:686,000円 10人槽:776,000円 | — | — | 4月～1月末 | 予算の範囲内 | 下水道課 | (直通)0274-40-2327 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/jogesuidobu/gesuid/o/7_1/1141.html | |
| 住宅の新築に関する融資等(勤労者住宅資金等) | 融資 藤岡市勤労者住宅建設資金 | 新築・増改築・建売・中古住宅の購入、土地の取得 | 市内に自ら居住するための住宅を新築・購入しようとする勤労者 | 7,500,000円以内 | 0.025 | 20年以内 | 4月～翌年2月 | 予算の範囲内 | 商業観光課 | 0274-22-1211(内線2318) 0274-40-2318(直通) | https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/keizaibu/shokokanko/7/1/8932.html | 申込窓口:市内に本支店のある金融機関、中央労働金庫、農業協同組合 |
| 耐震診断費 | 助成 藤岡市木造住宅耐震診断技術者派遣事業 | 木造住宅の一般診断業務 | ・昭和56年5月31日以前に着工の一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) ・平屋または2階建ての木造住宅 ・在来軸組工法で建築 ・住宅の所有者が居住している住宅 ほか | 31,500円/戸 | | | 令和6年6月14日から令和6年8月30日 | 2戸 | 建築課 | (代)0274-22-1211(内線2326) (直通)0274-40-2326 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/2/1/2116.html | |

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (2/2)

市町村名: 藤岡市

| | 区分 | 事業名称 | 融資・助成の対象となる(工事)内容 | 対象(者)要件 | 限度額 | 融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率) | 融資期間 | 申請/募集時期 | 募集枠 | 担当課 | 電話番号 (申込・問合せ先) | HP掲載(リンク先) | その他 |
|-----------|----|-----------------|---|---|---|-----------------------------|------|---------------------------|-----------------------------------|-----|---|---|--|
| 耐震診断費 | 助成 | 藤岡市木造住宅精密診断補助事業 | 木造住宅の精密診断業務 | ・昭和56年5月31日以前に着工の一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) ・平屋または2階建ての木造住宅 ・在来軸組工法で建築 ・住宅の所有者が居住している住宅 ほか | 50,000円 | 1/2 | | 令和6年6月14日から 令和6年8月30日 | 1戸 | 建築課 | (代)0274-22-1211 (内線2326) (直通)0274-40-2326 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/2/1/2114.html | 精密診断が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、完了報告をすること。 |
| 耐震改修費 | 助成 | 藤岡市木造住宅耐震改修補助事業 | 木造住宅の耐震補強設計・耐震補強工事・工事監理 | ・昭和56年5月31日以前に着工の一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) ・平屋または2階建ての木造住宅 ・在来軸組工法で建築 ・住宅の所有者が居住している住宅 ほか ・藤岡市木造住宅耐震診断技術者派遣事業で一般診断を実施、または藤岡市木造住宅精密診断補助事業で精密診断を実施した住宅 ほか | (耐震改修) 1,000,000円 (耐震シェルター設置) 300,000円 | 耐震改修4/5・耐震シェルター設置1/2 | | 令和6年6月14日から 令和6年8月30日 | (耐震改修) 1戸 (耐震シェルター設置) 1戸 | 建築課 | (代)0274-22-1211 (内線2326) (直通)0274-40-2326 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/2/1/2115.html | 耐震改修工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、完了報告をすること。 |
| ブロック塀等撤去費 | 助成 | 藤岡市ブロック塀等撤去補助事業 | ・補助の対象となるブロック塀等を撤去する工事 ・補助の対象となる者が市内業者に発注して実施する撤去工事 ・補助金の交付の決定を受けたあとに着手する撤去工事 | ・補助の対象となるブロック塀等を所有する人であること。 ・市町村税(特別区税を含む。以下同じ。)等を滞納していないこと。 ・暴力団員等でないこと。 【補助の対象となるブロック塀】 ・建築基準法上の道路または通学路に沿って設置されているものであること。 ・道路等又は地表面から当該ブロック塀等の上部までの垂直距離が1.2メートルを超え、かつ、その設置されている水平距離が1メートルを超えるものであること。 ・ブロック塀の点検のチェックポイント(建築物の既設の塀の安全点検について(平成30年6月21日付け国住指第1130号))による点検の結果、項目に不適合があり危険性が確認されるものであること。 | 50,000円 | 2/3 | | 令和6年5月13日から 令和6年10月31日 | 10件 | 建築課 | (代)0274-22-1211 (内線2326) (直通)0274-40-2326 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/3/9135.html | ブロック塀撤去工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告をすること。 |